

審査基準（公表用）

様式第3号
 所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律			法令番号	昭和35年法律145号				
手続名	医薬品、医薬部外品及び化粧品の保管のみを行う製造所の登録の更新			根拠条項	第13条の2の2第4項				
審査基準	医薬品、医薬部外品及び化粧品の保管のみを行う製造所の登録に同じ								
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間	10日	目次	32の5
						標準経由期間	日		